

地区計画区域内建築物の主な制限について

《ウトナイ地区》

苫小牧市

地区計画の建築物の主な制限

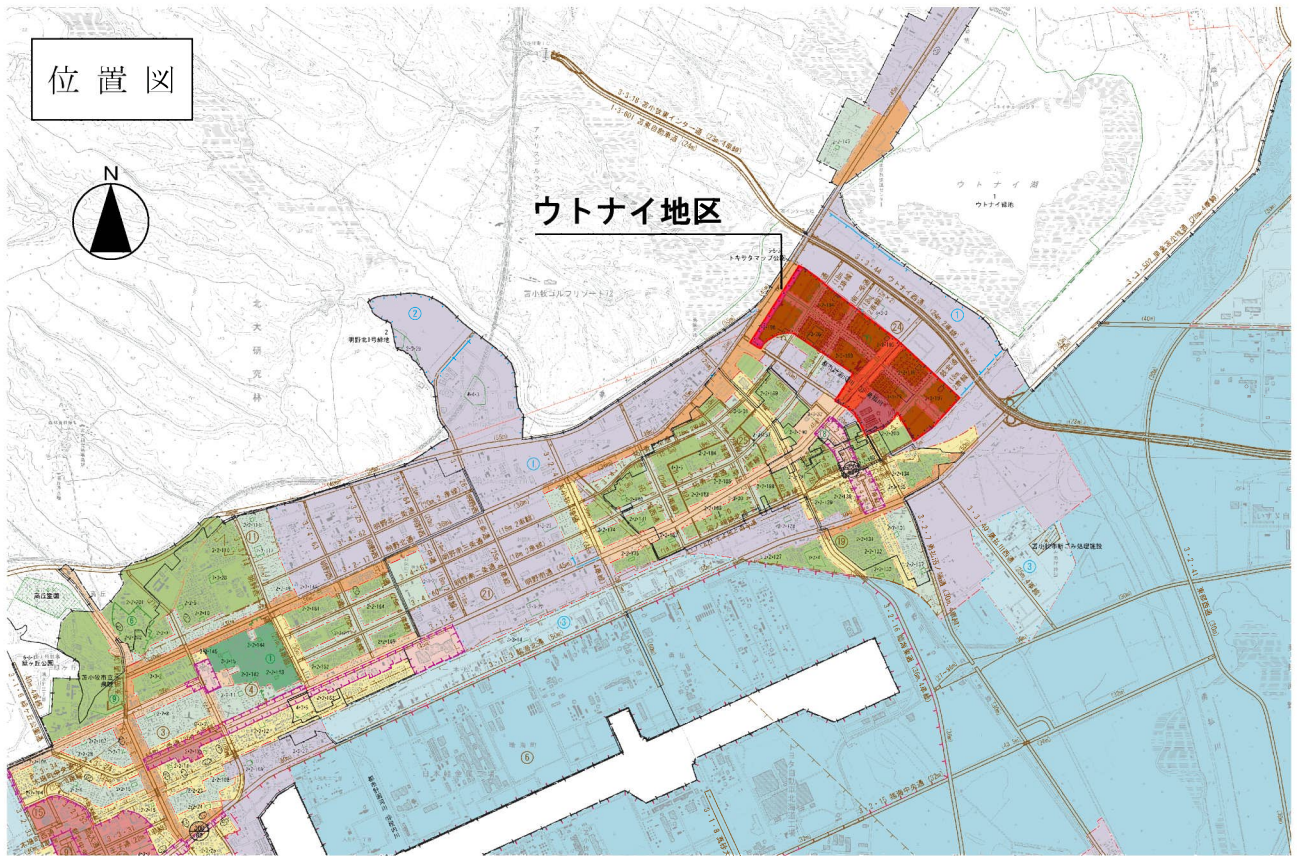
<ウトナイ地区>

地区の名称		一般住宅地区	沿道住宅地区	近隣サービス地区	工業地区
用途地域		第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域 準住居地域	第二種住居地域	工業地域
建ぺい率	用途地域	60%	60% 60%	60%	60%
	※地区計画	—	—	—	—
容積率	用途地域	200%	200% 200%	200%	200%
	※地区計画	—	—	—	—
防火に対する制限		—	—	—	—
敷地面積の最低限度		200㎡	200㎡	300㎡	500㎡
壁面位置の最低限度	用途地域	—	—	—	—
	※地区計画	—	—	—	—
高さの最高限度	用途地域	—	—	—	—
	※地区計画	—	—	—	—
建築物の用途の制限		<p>建築してはならない建築物</p> <p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿 学校、図書館その他これらに類するもの 病院又は診療所 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 令第130条の5の3各号に掲げる建築物の用途に供するもの 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 前各号の建築物に附属するもの 	<p>建築してはならない建築物</p> <p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿 令第130条の6に定める工場 学校、図書館その他これらに類するもの 病院又は診療所 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 前各号の建築物に附属するもの 	<p>建築してはならない建築物</p> <p>次の各号に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅(長屋及び管理用住宅並びに次号から第6号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。) 建築物の1階部分を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの 学校(幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校を除く。) 自動車教習所 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 畜舎(床面積の合計が15㎡以下のものを除く。) 	<p>建築してはならない建築物</p> <p>次の各号に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅(長屋及び管理用住宅並びに次号から第7号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。) 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿(当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舎を除く。) 図書館又は博物館 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための保育所を除く。) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 畜舎(床面積の合計が15㎡以下のものを除く。)
建築物の形態又は意匠の制限		<p>北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は築造設置してはならない。</p> <p>ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は築造設置する場合は次の要件を満たすものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 北海道屋外広告物条例施行規則第1条の4に規定する第3種許可地域の要件を満たすもの 三角柱看板及びこれに類似しないもの 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの 	<p>北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は築造設置してはならない。</p> <p>ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は築造設置する場合は次の要件を満たすものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 北海道屋外広告物条例施行規則第1条の4に規定する第3種許可地域の要件を満たすもの 三角柱看板及びこれに類似しないもの 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの 	—	—
垣又は柵の構造の制限		住宅については、へのの高さを1.2m以下とする。 ただし、生垣はこの限りではない。	住宅については、へのの高さを1.2m以下とする。 ただし、生垣はこの限りではない。	—	—
土地利用の制限		地区内の緑地を保全する	地区内の緑地を保全する	地区内の緑地を保全する	地区内の緑地を保全する

※地区計画欄に記載があるものは、地区計画による制限が優先されます。

苫小牧圏都市計画ウトナイ地区地区計画 位置図・計画図

位置図



計画図

